附則第三十条第一項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に、「同条第一項第三号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「次項第一号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の三項を加える。

6　第二項に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7　三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8　三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年分」を「令和四年分」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十五条の二の三第一項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」及び「、特定保有株式」を削り、同条第五項中「、特定保有株式」を削る。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改める。

附則第四十八条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「旧震災特例法」という。）」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項」を「旧震災特例法第十五条第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」を「旧震災特例法第十五条」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項」を「旧震災特例法第二十三条第一項」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第五十一条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十六項」を「第二十三項」に改める。

附則第六十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第四十五条第六項の規定の適用については、附則第五条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十三条第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

附則第六十四条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「生産性向上特別措置法第四十一条第二項」を「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」に、「第三十六条第一項」を「第二条第十四項」に、「及び構築物（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物（以下この条において「特例対象資産」という。）」を「、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）

第六十四条の二　前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条」とする。